

衆議院議長様
参議院議長様

選択的夫婦別姓の導入など、 一日も早い民法改正を求める請願

【請願趣旨】

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。夫婦同姓を強制している国は日本以外ではなく、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。女性のみに適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。

国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。法制審議会は 1996 年に選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申していますが、四半世紀たなざらしのままであります。

2015 年および 2021 年、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。地方議会からも早期改正の意見書が次つぎあがっており、一日も早い国会の対応が求められます。以下の項目を請願します。

【請願項目】

1、選択的夫婦別姓の導入など、ただちに民法を改正すること

* 名前、住所は郡や丁目、番地などを省略せず、一人ひとり明記を。「〃」「同上」、鉛筆使用は無効となります。

名 前	住 所
	都道府県

* この個人情報は国会請願以外には用いません 2022.2



新日本婦人の会

〒112-0002 東京都文京区小石川 5-10-20